

## 柳川市男女共同参画推進本部要綱

### (設置)

第1条 柳川市における男女共同参画のまちづくりに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、柳川市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画の推進に関する計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に係る施策の総合的な調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市長、助役及び収入役
- (2) 教育長
- (3) 部長、議会事務局長、庁舎長及び消防長（以下「部長等」という。）

### (本部長及び副本部長)

第4条 推進本部の本部長は市長とし、副本部長は助役をもって充てる。

2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要に応じて会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第6条 推進本部に、第2条に掲げる所掌事務に関して具体的な施策を検討するために幹事会を置く。

2 幹事会は、助役、総務部長及び別表第1に掲げる者をもって組織する。

3 幹事長は助役をもって充て、副幹事長は総務部長をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

7 幹事長は、会議の結果を本部長に報告しなければならない。

8 幹事長は、必要に応じて会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (専門部会)

第7条 幹事会に、専門部会を置き、幹事会から指示された事項のほか、男女共同参画の推進に関する施策の調査、研究等を行う。

2 専門部会は、別表第2に掲げる課等の職員をもって組織する。ただし、幹事会員を除く者とする。

3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。

4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、会議の結果を幹事長に報告しなければならない。

8 部会長は、必要に応じて会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

部 局	職 名
総務部	人事秘書課長、総務課長、企画課長、電算室長、財政課長、会計課長、総務調整課長（大和庁舎）、総務調整課長（三橋庁舎）
市民部	税務課長、収税対策室長、市民課長、保険年金課長、生活環境課長、福祉事務所長、人権・同和対策室長、廃棄物対策課長、総合保健福祉センター館長、柳光園長、市民サービス課長（大和庁舎）、市民サービス課長（三橋庁舎）
建設経済部	建設課長、都市計画課長、下水道課長、商工観光課長、密集住宅河川改修推進室長、区画整理推進室長、地域サービス課長（大和庁舎）、地域サービス課長（三橋庁舎）
農業水産部	農政課長、水路課長、水産振興課長、漁業団地推進室長
教育部	学校教育課長、生涯学習課長、人権・同和教育推進室長、図書館長、大和学校給食共同調理場長、三橋学校給食共同調理場長
議会事務局	議会事務局主幹
農業委員会事務局	農業委員会事務局長
監査委員事務局	監査委員事務局長
消防本部	次長、総務課長、予防課長、警防課長、通信指令室長
公営企業	水道課長

別表第2（第7条関係）

部 局	課 名
総務部	人事秘書課、総務課、総務調整課（大和庁舎）、総務調整課（三橋庁舎）
市民部	福祉事務所、人権・同和対策室、総合保健福祉センター
建設経済部	都市計画課、商工観光課
農業水産部	農政課、水産振興課
教育部	学校教育課、生涯学習課、人権・同和教育推進室
議会事務局	議会事務局
消防本部	総務課